

令和3年第5回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和3年5月10日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第5回農業委員会を招集した。

※コロナウイルスの影響により、農業委員のみの出席とする対応とした。

※代表推進委員の出席も控えていただいた。(下記に「★」で記載)

2. 出席委員

【農業委員12名】

1番 藤原 浩俊	2番 樋口 好澄	3番 田中 政則
4番 森山 勝馬	5番 手嶋 和彦	6番 田中 睦美
7番 原野 道明	8番 森部 賢一	9番 武井 正道
10番 手島 博行	11番 手島 信行	12番 畑 和徳
13番 田中 武俊	14番 櫻木 朝喜	15番 穴見 義夫
16番 林 新吾	17番 樋口 博幸	18番 伊藤 猛
19番 後藤 干城		

【農地利用最適化推進委員】

20番 大山 源次 (★)	21番 浦塚 洋明 (★)	22番 坂田 稔 (★)
23番 金子 耕三 (★)		

(※20番から23番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・議案第 1号 農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について
- ・議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農用地利用集積計画(特例事業関係)について
- ・議案第 6号 非農地判断について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 後藤 干城

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松尾 康年

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	松田 勝久
係長	松尾 康年
事務吏員	水落 ひかる
事務吏員	川波 貴敬
事務吏員	岩切 範宏

7. 本会議に出席した他課の職員

(開会 14:00)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和3年第5回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。審議に入ります前にご連絡いたします。本日の出席委員数は農業委員19名であります。会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。なお、新型コロナウイルスの影響により代表推進委員の出席は控えていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。議事録署名人に11番手島委員、14番櫻木委員を指名いたします。よろしく申し上げます。それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局
事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。

4ページまで17件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から17番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

5ページをお開きください。次に、議案第1号「農用地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議 長 事務局
事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の3番田中委員、26番空閑委員を指名いたします。

次に審議番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局
事務局 (岩切) 審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の10番手島委員、17番樋口委員、32番橋本委員を指名いたします。

審議番号1番及び3番を一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番及び3番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第1号は可決されました。

6ページをお開きください。次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。

事務局の説明を求めます

事務局挙手

議 長

事務局

事務局

(水落) 議案朗読をもって説明。8 ページまで10件ございます。

ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

事務局の説明は終わりました。

審議番号1番から3番について、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。

議長交代：会長 → 副会長

議 長

議長を交代しました。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番挙手

議 長

19番後藤委員

19番

(後藤委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番挙手

議 長

19番後藤委員

19番

(後藤委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番挙手

議 長

19番後藤委員

19番

(後藤委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

- 議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。
議長を会長と交代します。
議長交代：副会長 → 会長
- 議 長 議長を交代しました。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。11番手島委員。
11番挙手
- 議 長 11番手島委員
11番 (手島委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。
17番挙手
- 議 長 17番樋口委員
17番 (樋口委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は隣地を耕作しており耕作の便を良くするため、譲渡人は遠方在住のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。
次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。
17番挙手
- 議 長 17番樋口委員
17番 (樋口委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は経営縮小のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。
次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。
17番挙手
- 議 長 17番樋口委員

17番 (樋口委員) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。なお、申請土地は平成29年の豪雨災害により被災し、現在は何ら耕作されていませんが、農地として復旧する予定です。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。
次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。14番櫻木委員。

議長 14番櫻木委員

14番 (櫻木委員) 審議番号8番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。なお、譲受人と譲渡人は親子です。権利移転の理由は、譲受人は耕作の便を良くするため、譲渡人は子の要望です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。
次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。1番藤原委員。

議長 1番藤原委員

1番 (藤原委員) 審議番号9番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。
次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。18番伊藤委員。

議長 18番伊藤委員

18番 (伊藤委員) 審議番号10番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号10番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号10番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号10番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。

15時10分まで休憩します

14時35分休憩

15時10分再開。

議長

それでは、休憩前に引続き会議を開きます。

9ページをお開きください。次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長

事務局

(川波) 議案朗読をもって説明。3件ございます。ご審議方よろしくお願いします。

事務局

議長

事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。

15番挙手

議長

15番穴見委員

15番

(穴見委員) 審議番号1番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は一時転用、営農型太陽光発電設備の支柱設置、転用の理由は農地の有効利用を図りながら太陽光発電設備を整備し、売電収入を得るものです。なお、申請土地は第一種住居地域であり、一時転用期間は10年間、期間満了後は更新予定です。作付作物はクローバー、支柱54本の設置です。なお、支柱の直径は8cm、高さが2.5mから3m。農地法の運用は用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途地域内、農地の区分は第3種農地に該当します。区長の承諾は得てあります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長

牧草、クローバーの作付をするということですが、申請人は畜産をされてあるのでしょうか。

15番挙手

議長

15番穴見委員

15番

(穴見委員) 申請人は畜産はされていませんが、畜産農家に管理してもらおうものと思います。

議長

確認をお願いします。

15番挙手

議長

15番穴見委員

15番

(穴見委員) 確認しておきます。

議長

担当委員の説明は終わりました。

議長

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。

15番挙手

議長

15番穴見委員

15番

(穴見委員) 審議番号2番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載の

とおりです。なお、申請人は審議番号1番と同じく〇〇さんです。転用の目的は一時転用、営農型太陽光発電設備の支柱設置、転用の理由は農地の有効利用を図りながら太陽光発電設備を整備し、売電収入を得るものです。なお、第一種住居地域であり、一時転用期間は10年間、期間満了後は更新予定です、作付作物はクローバー、支柱54本の設置です。農地法の運用は用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途地域内、農地の区分は第3種農地に該当します。区長の承諾は得てあります。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長
議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。1番藤原委員。

1番挙手

議 長
1番

1番藤原委員

(藤原委員) 審議番号3番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は農地改良のための一時転用、転用の理由は耕作の便を良くするため、5m盛土して道路からの出入りを確保し、畑として利用するもの。なお、搬入土量は約11,820m³、最大地上高5m、期間は令和3年6月10日～令和4年5月31日、作付予定作物はサツマイモです。農地法の運用は農用地区域内にある農地、用途区分は農用地区域内、農地の区分は農用地区域内農地に該当します。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長
議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

10ページをお開きください。次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局

(川波) 議案朗読をもって説明。12ページまで9件ございます。

ご審議方よろしく願いします。

議 長

事務局の説明は終わりました。

審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。

15番挙手

議 長
15番

15番穴見委員

(穴見委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天駐車場の整備、理由は、会社の事業拡張により既存駐車場が手狭になったため申請地を整備するものです。なお、工業地域に駐車場105台分の整備です。農地法の運用は用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途地域内、農地の区分は第3種農地に該当します。区長及び水利委員の承諾は得てあります。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番から5番について、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。

議長交代：会長 → 副会長

議 長

議長を交代しました。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番挙手

議 長
19番

19番後藤委員

(後藤委員) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。転用の目的は自己用住宅の建設。理由は現在借家住まいのため、親から農地を譲り受けて自己用住宅を建設するもの。農地法の運用はその他の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。なお、生活排水は合併浄化槽で処理し水路へ放流、雨水等も水路へ放流することで区会長の同意を得てあります。ご審議方よろしくお願いします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議 長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番挙手

議 長
19番

19番後藤委員

(後藤委員) 審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。なお、譲渡人は2年前に病気のため成年後見人が設定してあります。契約は売買。転用の目的は宅地分譲11区画の整備。理由は申請地周辺は宅地化が進み、交通の便も良いため、宅地分譲を行うものです。農地法の運用は、用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途地域内、農地の区分は第3種農地に該当します。なお、生活排水は下水道接続、雨水は側溝へ放流することで区長及び水利委員の同意を得てあります。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

4番挙手

議 長
4番

4番森山委員

(森山委員) 申請土地1613番1と譲渡人の住所は1613番ですが、宅地にも枝番があるのではないのでしょうか。

議 長

事務局より補足説明をお願いします。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局

(川波) 申請書添付の資料から説明させていただきます。譲受人の住所ですが登記簿と字図には、枝番がついていると思われませんが、住民登録、住民票の住所は枝番がありませんので、

議 長 こういう現象が発生しています。
4番森山委員よろしいですか。
4番挙手

議 長 4番森山委員
4番 (森山委員)わかりました。
議 長 他に質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。
19番挙手

議 長 19番後藤委員
19番 (後藤委員)審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は宅地分譲2区画の整備。理由は隣地の山林と共に申請地の宅地分譲を行うものです。農地法の運用は用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途地域内、農地の区分は第3種農地に該当します。なお、生活排水は下水道接続、雨水等も側溝へ放流することで農事関係及び区会長の同意を得てあります。ご審議方よろしく願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。
19番挙手

議 長 19番後藤委員
19番 (後藤委員)審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は宅地分譲6区画の整備、理由は申請地周辺は宅地化が進み、交通の便も良いため、宅地分譲を行うものです。農地法の運用は用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途地域内、農地の区分は第3種農地に該当します。なお、生活排水は下水道へ接続し、雨水等は側溝へ放流することで区会長の同意を得てあります。ご審議方よろしく願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします
議長を会長と交代します。
議長交代：副会長 → 会長

議 長 議長を交代しました。
次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。11番手島委員。
11番挙手

- 議 長 11番手島委員
11番 (手島委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設。理由は現在借家住まいのため、自己用住宅を建設するものです。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1農地に該当します。なお、生活排水は合併浄化槽で処理し水路へ放流、雨水等は側溝へ放流することで区会長及び水利委員の承諾は得てあります。ご審議方よろしく願います。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。
次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。7番原野委員。
7番挙手
- 議 長 7番原野委員
7番 (原野委員) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は共同住宅の建設。理由は申請地周辺は中心地へのアクセスも良く需要が見込まれるため、アパートを建設するもの。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1農地に該当します。なお、生活排水は合併浄化槽で処理し水路へ放流、雨水等は側溝へ放流することで区長及び水利委員の承諾は得てあります。ご審議方よろしく願います。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。
次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。7番原野委員。
7番挙手
- 議 長 7番原野委員
7番 (原野委員) 審議番号8番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は共同住宅の建設。理由は申請地周辺は就学施設も近く需要が見込まれるため、アパートを建設するもの。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1農地に該当します。なお、生活排水は合併浄化槽で処理し水路へ放流、雨水等は側溝へ放流することで区長及び水利委員の承諾は得てあります。ご審議方よろしく願います。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認といたします。
次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。16番林委員。
16番挙手

- 議 長 16番林委員
16番 (林委員) 審議番号9番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天資材置場整備。理由は、近くで経営するコンビニエンスストアの駐車場が手狭なため、申請地にスタッフ用駐車場を整備するものです。農地法の運用はその他の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。雨水等は水路へ放流することで水利委員の承諾は得てあります。ご審議方よろしく願いいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認といたします。
13ページをお開きください。
次に、議案第5号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議 長 事務局
事務局 (岩切) 審議番号1番から4番については、推進機構からの買入れです。審議番号5番から6番については、推進機構への売渡しです。以上、1番から6番までの各計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。
ご審議方よろしく願いいたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。
審議番号4番は譲受人について農業委員会等に関する法律第31条第1項に該当し、17番樋口委員が関係しますので、審議が終わるまで17番樋口委員は退室をお願いします。
(17番樋口委員退室)
それでは、審議番号1番から6番までを一括とし、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号1番から6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、議案第5号は承認とし市長へ通知いたします。
審議が終わりましたので、17番樋口委員の入室をお願いします。
(17番樋口委員入室)
15ページをお開きください。次に、議案第6号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議 長 事務局
事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。17ページまで6件ございます。
ご審議方よろしく願います。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。
議 長 それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番手嶋委員
5番挙手
- 議 長 5番手嶋委員
5番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書

記載のとおりです。農地の状況は農用地域外、第2種農地ですが、直径35cmから45cmのスギ林となっています。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。5番手嶋委員。

5番挙手

議 長

5番手嶋委員

5番

(手嶋委員) 審議番号2番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況は農用地域外、第2種農地ですが20年以上前から山林課税されてあります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番及び4番について、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。

議長交代：会長 → 副会長

議 長

議長を交代しました。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番挙手

議 長

19番後藤委員

19番

(後藤委員) 審議番号3番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況は農用地域外、第2種農地ですが資材置場として使用してあり20年以上前から雑種地課税されてあります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番挙手

議 長

19番後藤委員

19番

(後藤委員) 審議番号4番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況は都市計画用途区域内、第一種住居地域、第3種農地ですが20年以上前から非住宅地課税されてあります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。

議長を会長と交代します。

議長交代：副会長 → 会長

議長

議長を交代しました。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。7番原野委員

7番挙手

議長

7番原野委員

7番

(原野委員) 審議番号5番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況は農用地区域外、第1種農地、集落接続、敷地拡張に該当します。ご審議方よろしく願います。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号5番は承認いたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。8番森部委員。

8番挙手

議長

8番森部委員

8番

(森部委員) 審議番号6番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況は農用地区域外、第1種農地、集落接続、敷地拡張に該当します。20年以上前から宅地課税されてあります。ご審議方よろしく願います。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議長

賛成多数と認め、審議番号6番は承認いたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:44)